

# Extended(or Cambodian) Mahāvamsa 訳註(八)

福田孝雄

## 第十章<sup>(1)</sup>

ウンマ<sup>1(2)</sup>マ<sup>(2)</sup>ダ<sup>(2)</sup>チ<sup>(2)</sup>ター<sup>(2)</sup> (Ummadacita) の指示により、女奴隷は幼児を受けとり籠に入れ、籠の中に据えた。<sup>2(3)</sup>『女よ、マ<sup>(3)</sup>ン<sup>(3)</sup>ダ<sup>(3)</sup>ラ (Mandala) 村の支持者に預けなさい』と(ウンマ<sup>(4)</sup>マ<sup>(4)</sup>ダ<sup>(4)</sup>チ<sup>(4)</sup>ター<sup>(4)</sup>は言った)。かの女奴隷はド<sup>(4)</sup>ウ<sup>(4)</sup>ヴァ<sup>(4)</sup>ア<sup>(4)</sup>ラ<sup>(4)</sup>マ<sup>(4)</sup>ン<sup>(4)</sup>ダ<sup>(4)</sup>ラ (Dvāraṃaṇḍala) への路を進んで行った。かの王子達は狩獵<sup>3(5)</sup>に行<sup>(5)</sup>って(ド<sup>(6)</sup>ウ<sup>(6)</sup>ヴァ<sup>(6)</sup>ア<sup>(6)</sup>ラ<sup>(6)</sup>マ<sup>(6)</sup>ン<sup>(6)</sup>ダ<sup>(6)</sup>ラと)ウ<sup>(6)</sup>パ<sup>(6)</sup>ティ<sup>(6)</sup>ツ<sup>(6)</sup>サ (Upatisa) の<sup>4(7)</sup>両<sup>(7)</sup>処<sup>(7)</sup>の<sup>(7)</sup>中<sup>(7)</sup>間<sup>(7)</sup>の<sup>(7)</sup>ト<sup>(7)</sup>ウ<sup>(7)</sup>ン<sup>(7)</sup>バ<sup>(7)</sup>ラ (Tumbara) 窟と呼ばれる<sup>(7)</sup>ところ<sup>(7)</sup>で、女奴隷を見て『汝は何処に行くのか。これは何か』と尋ねた。(女奴隷は)『ド<sup>(7)</sup>ウ<sup>(7)</sup>ヴァ<sup>(7)</sup>ア<sup>(7)</sup>ラ<sup>(7)</sup>マ<sup>(7)</sup>ン<sup>(7)</sup>ダ<sup>(7)</sup>ラに参ります。これは私の娘の菓子です』と(言った)。王子達は彼女<sup>5(8)</sup>の言<sup>(8)</sup>葉<sup>(8)</sup>を<sup>(8)</sup>聞<sup>(8)</sup>いて、こ<sup>(8)</sup>う<sup>(8)</sup>言<sup>(8)</sup>った。『さあこの籠をおろせ。私達は菓<sup>6</sup>子<sup>(6)</sup>か<sup>(6)</sup>ど<sup>(6)</sup>う<sup>(6)</sup>か<sup>(6)</sup>確<sup>(6)</sup>か<sup>(6)</sup>め<sup>(6)</sup>よ<sup>(6)</sup>う』と。王子<sup>6</sup>の<sup>(6)</sup>威<sup>(6)</sup>光<sup>(6)</sup>に<sup>(6)</sup>よ<sup>(6)</sup>っ<sup>(6)</sup>て(籠を)お<sup>(6)</sup>ろ<sup>(6)</sup>さ<sup>(6)</sup>せ<sup>(6)</sup>た<sup>(6)</sup>が、その<sup>(6)</sup>時<sup>(6)</sup>、チ<sup>(6)</sup>ツ<sup>(6)</sup>タ<sup>(6)</sup>と<sup>(6)</sup>カ<sup>(6)</sup>ラ<sup>(6)</sup>ヴ<sup>(6)</sup>エ<sup>(6)</sup>ラ<sup>(6)</sup>と<sup>(6)</sup>は<sup>(6)</sup>彼<sup>(6)</sup>女<sup>(6)</sup>と<sup>(6)</sup>か<sup>(6)</sup>の<sup>(6)</sup>(幼<sup>(6)</sup>児<sup>(6)</sup>)を<sup>(6)</sup>護<sup>(6)</sup>る<sup>(6)</sup>為<sup>(6)</sup>に<sup>(6)</sup>出<sup>(6)</sup>て<sup>(6)</sup>き<sup>(6)</sup>て、自<sup>(6)</sup>ら<sup>(6)</sup>化<sup>(6)</sup>作<sup>(6)</sup>し<sup>(6)</sup>て<sup>(6)</sup>大<sup>(6)</sup>き<sup>(6)</sup>な<sup>(6)</sup>野<sup>(6)</sup>猪<sup>(6)</sup>と<sup>(6)</sup>な<sup>(6)</sup>った。彼等<sup>(6)</sup>は<sup>(6)</sup>共<sup>(6)</sup>に<sup>(6)</sup>見<sup>(6)</sup>て、その<sup>(6)</sup>(野<sup>(6)</sup>猪<sup>(6)</sup>)を<sup>(6)</sup>追<sup>(6)</sup>跡<sup>(6)</sup>し<sup>(6)</sup>た。女奴隷<sup>8(9)</sup>

は急いで幼児を伴って、マ<sup>(9)</sup>ン<sup>(9)</sup>ダ<sup>(9)</sup>ラ<sup>(9)</sup>村<sup>(9)</sup>に<sup>(9)</sup>行<sup>(9)</sup>った。そして幼<sup>(9)</sup>児<sup>(9)</sup>と<sup>(9)</sup>千<sup>(9)</sup>(金<sup>(9)</sup>)と<sup>(9)</sup>を<sup>(9)</sup>預<sup>(9)</sup>け<sup>(9)</sup>親<sup>(9)</sup>に<sup>(9)</sup>密<sup>(9)</sup>か<sup>(9)</sup>に<sup>(9)</sup>渡<sup>(9)</sup>し、(委<sup>(9)</sup>細<sup>(9)</sup>)を<sup>(9)</sup>語<sup>(9)</sup>っ<sup>(9)</sup>て<sup>(9)</sup>彼<sup>(9)</sup>の<sup>(9)</sup>女<sup>(9)</sup>奴<sup>(9)</sup>隷<sup>(9)</sup>は<sup>(9)</sup>直<sup>(9)</sup>ぐ<sup>(9)</sup>に<sup>(9)</sup>戻<sup>(9)</sup>った。丁<sup>(9)</sup>度<sup>(9)</sup>その<sup>(9)</sup>日<sup>(9)</sup>に、彼<sup>(9)</sup>(預<sup>(9)</sup>け<sup>(9)</sup>親<sup>(9)</sup>)の<sup>(9)</sup>妻<sup>(9)</sup>は<sup>(9)</sup>息<sup>(9)</sup>子<sup>(9)</sup>を<sup>(9)</sup>生<sup>(9)</sup>ん<sup>(9)</sup>だ<sup>(9)</sup>ので、『私<sup>(9)</sup>の<sup>(9)</sup>妻<sup>(9)</sup>は<sup>(9)</sup>双<sup>(9)</sup>生<sup>(9)</sup>児<sup>(9)</sup>を<sup>(9)</sup>生<sup>(9)</sup>ん<sup>(9)</sup>だ』と<sup>(9)</sup>言<sup>(9)</sup>っ<sup>(9)</sup>て<sup>(9)</sup>彼<sup>(9)</sup>を<sup>(9)</sup>養<sup>(9)</sup>育<sup>(9)</sup>し<sup>(9)</sup>た。

彼<sup>10(11)</sup>が<sup>(11)</sup>七<sup>(11)</sup>歳<sup>(11)</sup>に<sup>(11)</sup>な<sup>(11)</sup>っ<sup>(11)</sup>た<sup>(11)</sup>時<sup>(11)</sup>に、伯<sup>(11)</sup>父<sup>(11)</sup>達<sup>(11)</sup>は<sup>(11)</sup>ま<sup>(11)</sup>た<sup>(11)</sup>彼<sup>(11)</sup>を<sup>(11)</sup>発<sup>(11)</sup>見<sup>(11)</sup>し<sup>(11)</sup>て、欲<sup>(11)</sup>が<sup>(11)</sup>一<sup>(11)</sup>致<sup>(11)</sup>し<sup>(11)</sup>て<sup>(11)</sup>い<sup>(11)</sup>る<sup>(11)</sup>王<sup>(11)</sup>子<sup>(11)</sup>達<sup>(11)</sup>は<sup>(11)</sup>多<sup>(11)</sup>く<sup>(11)</sup>の<sup>(11)</sup>人<sup>(11)</sup>々<sup>(11)</sup>を<sup>(11)</sup>雇<sup>(11)</sup>っ<sup>(11)</sup>て、『お<sup>(11)</sup>前<sup>(11)</sup>達<sup>(11)</sup>は<sup>(11)</sup>池<sup>(11)</sup>で<sup>(11)</sup>遊<sup>(11)</sup>ん<sup>(11)</sup>で<sup>(11)</sup>い<sup>(11)</sup>る<sup>(11)</sup>か<sup>(11)</sup>の<sup>(11)</sup>双<sup>(11)</sup>生<sup>(11)</sup>児<sup>(11)</sup>を<sup>(11)</sup>殺<sup>(11)</sup>害<sup>(11)</sup>せ<sup>(11)</sup>よ』(と<sup>(11)</sup>命<sup>(11)</sup>じ<sup>(11)</sup>た)。その<sup>(11)</sup>時<sup>(11)</sup>彼<sup>(11)</sup>は<sup>(11)</sup>、そ<sup>(11)</sup>の<sup>(11)</sup>池<sup>(11)</sup>で<sup>(11)</sup>水<sup>(11)</sup>浴<sup>(11)</sup>び<sup>(11)</sup>し<sup>(11)</sup>て<sup>(11)</sup>大<sup>(11)</sup>勢<sup>(11)</sup>の<sup>(11)</sup>子<sup>(11)</sup>供<sup>(11)</sup>達<sup>(11)</sup>と<sup>(11)</sup>遊<sup>(11)</sup>ん<sup>(11)</sup>で<sup>(11)</sup>い<sup>(11)</sup>た。水<sup>(12)</sup>中<sup>(13)</sup>に<sup>(12)</sup>立<sup>(12)</sup>っ<sup>(12)</sup>て<sup>(12)</sup>い<sup>(12)</sup>る<sup>(12)</sup>イン<sup>(12)</sup>ダ<sup>(12)</sup>ヴ<sup>(12)</sup>ア<sup>(12)</sup>ール<sup>(12)</sup>ニ<sup>(12)</sup>ー (Indavaruni) と<sup>(12)</sup>呼<sup>(12)</sup>ぶ<sup>(12)</sup>樹<sup>(12)</sup>木<sup>(12)</sup>に<sup>(12)</sup>大<sup>(12)</sup>き<sup>(12)</sup>な<sup>(12)</sup>洞<sup>(12)</sup>が<sup>(12)</sup>あ<sup>(12)</sup>っ<sup>(12)</sup>て、そ<sup>(12)</sup>の<sup>(12)</sup>洞<sup>(12)</sup>は<sup>(12)</sup>水<sup>(12)</sup>に<sup>(12)</sup>隠<sup>(12)</sup>れ<sup>(12)</sup>て<sup>(12)</sup>い<sup>(12)</sup>た。何<sup>(13)</sup>時<sup>(13)</sup>も<sup>(13)</sup>子<sup>(13)</sup>供<sup>(13)</sup>達<sup>(13)</sup>は<sup>(13)</sup>遊<sup>(13)</sup>び<sup>(13)</sup>な<sup>(13)</sup>が<sup>(13)</sup>ら<sup>(13)</sup>水<sup>(13)</sup>を<sup>(13)</sup>掛<sup>(13)</sup>け<sup>(13)</sup>て<sup>(13)</sup>水<sup>(13)</sup>浴<sup>(13)</sup>び<sup>(13)</sup>を<sup>(13)</sup>し<sup>(13)</sup>て<sup>(13)</sup>い<sup>(13)</sup>た<sup>(13)</sup>が、彼<sup>(13)</sup>は<sup>(13)</sup>水<sup>(13)</sup>に<sup>(13)</sup>潜<sup>(13)</sup>り<sup>(13)</sup>つ<sup>(13)</sup>つ<sup>(13)</sup>空<sup>(13)</sup>洞<sup>(13)</sup>に<sup>(13)</sup>入<sup>(13)</sup>り、暫<sup>(14)</sup>く<sup>(14)</sup>止<sup>(14)</sup>ま<sup>(14)</sup>っ<sup>(14)</sup>て<sup>(14)</sup>い<sup>(14)</sup>た。か<sup>(14)</sup>の<sup>(14)</sup>子<sup>(14)</sup>供<sup>(14)</sup>達<sup>(14)</sup>は<sup>(14)</sup>彼<sup>(14)</sup>を<sup>(14)</sup>捜<sup>(14)</sup>し<sup>(14)</sup>た<sup>(14)</sup>が、か<sup>(14)</sup>の<sup>(14)</sup>童<sup>(14)</sup>児<sup>(14)</sup>を<sup>(14)</sup>見<sup>(14)</sup>つ<sup>(14)</sup>け<sup>(14)</sup>る<sup>(14)</sup>こ<sup>(14)</sup>と<sup>(14)</sup>が<sup>(14)</sup>で<sup>(14)</sup>き<sup>(14)</sup>な<sup>(14)</sup>か<sup>(14)</sup>っ<sup>(14)</sup>た<sup>(14)</sup>ので、暫<sup>(15)</sup>く<sup>(15)</sup>し<sup>(15)</sup>て<sup>(15)</sup>そ<sup>(15)</sup>こ<sup>(15)</sup>ら<sup>(15)</sup>出<sup>(15)</sup>て<sup>(15)</sup>き<sup>(15)</sup>て、他<sup>(15)</sup>の<sup>(15)</sup>子<sup>(15)</sup>供<sup>(15)</sup>達<sup>(15)</sup>に<sup>(15)</sup>近<sup>(15)</sup>づ<sup>(15)</sup>い<sup>(15)</sup>て<sup>(15)</sup>行<sup>(15)</sup>っ<sup>(15)</sup>た<sup>(15)</sup>時<sup>(15)</sup>に、(彼<sup>(15)</sup>等<sup>(15)</sup>に)『君<sup>(15)</sup>は<sup>(15)</sup>何<sup>(15)</sup>処<sup>(15)</sup>に<sup>(15)</sup>行<sup>(15)</sup>っ<sup>(15)</sup>て<sup>(15)</sup>遊<sup>(15)</sup>ん<sup>(15)</sup>で<sup>(15)</sup>い<sup>(15)</sup>た<sup>(15)</sup>の』と<sup>(15)</sup>尋<sup>(15)</sup>ね<sup>(15)</sup>ら<sup>(15)</sup>れ<sup>(15)</sup>て、童<sup>(15)</sup>児<sup>(15)</sup>は<sup>(15)</sup>他<sup>(15)</sup>の<sup>(15)</sup>(子<sup>(15)</sup>供<sup>(15)</sup>達<sup>(15)</sup>)に<sup>(15)</sup>言<sup>(15)</sup>っ<sup>(15)</sup>た。『私<sup>(15)</sup>は<sup>(15)</sup>池<sup>(15)</sup>の<sup>(15)</sup>中<sup>(15)</sup>に<sup>(15)</sup>い<sup>(15)</sup>た<sup>(15)</sup>の<sup>(15)</sup>だ<sup>(15)</sup>よ』

と。凡ての(子供達)は(その)言葉を聞いて、『我々は欺かれた』と(言った)。(王子達の遣わした)人々がそこにや  
つて来て、その池を取り囲んだ。(王子達の遣わした)人々  
が来た時、かの童児は衣服を著けたままで水に(入って)、  
潜り空洞の中に立っていた。彼等は衣服を算えて残りの男児  
達を殺して、衣服の数と死体の数とを(確認)して行って、  
凡ての者達は『男児達は殺しました』と(王子達に)告げ  
た。彼等が去った時、彼は(洞から出て来て)己れの養父の  
家に赴いて、彼に慰められて(そこに)住んで、やがて十二  
歳になった。

かの伯父達は再び王子の(まだ)生存していることを聞いて、  
その時凡ての(伯父達)は『童児が若し生存しているなら、我々は破滅し、我々には繁栄は無いであろう。彼は我々を殺すだろう。我々は彼を生かしておけない』と思つた。そこで、彼等(伯父達)は凡ての牛飼いを殺害した。その日に牛飼いは一頭の四足獣を得たので、かの王子を火を持って来るようにと村に遣わした。彼は(己れの)家に行つて、『私は足を傷つけたので、君が火を牛飼ひ達の許に運びなさい。(そうすれば)君はそこで焼肉を食べることが出来るだろう』と言つて、養父の息子をそこにやった。彼(養父の子)は彼の言葉を聞いて、火を携えて牛飼ひの許に赴いた。丁度その刹那、遣わされた者達は彼等凡ての(牛飼ひ達)を

囲んで悉く殺し、(そして)殺し終つて(このことを)伯父達に報告した。

その後、十六歳になった彼を伯父達は発見したが、母は(養父に)一千(金)を与え、彼の保護(についての指示)を与えた。養父は秘密の言葉の凡てを彼に伝え、母は一千(金)を与え手紙と共に遣わした。養父は(そのことを奴隷に)言つて、パンドウラ(Pandula)の許に送つた。パンドウラバラモンと称するのは、富有にしてヴェーダに通じ、南部地方の(パンドウラ村に住んでいた)童児はそこに行つてパンドウラバラモンに逢つて、直ぐに『友よ、貴殿はパンドウカーバヤではありませんか』と問われて、彼は『友よ、そうです』と言つたところ、(バラモンは彼の)幸運の相を見て、彼を恭敬し『あなたは国王になられるでしょう。そして七十年間王事をなすであります。友よ、あなたは学芸を究めるべきです』と言つて、学芸を習得させた。(バラモンの)息子チャンダ(Canda)によつて、彼の学芸は速やかに熟達した。彼は戦士を集めることのために十万(金)を(王子に)与えた。(王子は)戦士の募集において五百の人々を得た。彼バラモンはパンドウカーバヤと呼ばれる人に『友よ、若しあなたが(木の)葉を黄金に言う若き乙女を見たならば、(その乙女を)得て妃となし、またわが息子チャンダを王師に(なし給え)』と言つて、(王子に)財を与え、そ

れから軍勢を出発させた。かの幸運な人は名を告げて、そこより出てカーラ<sup>36</sup>(Kāla)山の近くのパロー<sup>28</sup>(Palo)城市に至り、食糧を準備して王子は大いに満足し、戦士団と共に、その時都で(合せて)千二百の人々を得たのであった。<sup>38</sup>(兵を)率いてギリカンダ(Girikāṇḍa)とよぶ山に進んだ。ギリカンダシヴァ(Girikāṇḍasiva)と呼ぶパンドウカーバヤの伯父は、パンドウヴァースデーヴァ(王)により与えられたその林に住んでいたが、(その時丁度)伯父は百カリーサ(Karisa)程の穀物を刈り取らせていた。彼の娘はパーリー(Pālī)と呼ばれる容色具わったクシャトリア(Khatiyā)族の女性であった。彼女は多勢の伴をつれて華麗な車に乗って、父と刈り手達の食物を携えて来た。王子の伴の者達は、そこにかの王女を見て王子に告げたので、王子は急ぎ(そこに)赴いた。<sup>42</sup>(彼女の)伴の者達を二つに分けて(王子は)従者と共に彼の車を進めて(王女に近づき)『貴女は何処に赴かれるのか』と彼女に問うた。彼女によって(凡てが)語られた時、王子は彼女に心を惹かれて、次いで彼は自らの食物の分配を求めた。彼女は直ちに車から降りて、ニグローダの樹の下で黄金の鉢に食を(盛って)クシャトリアの王子に与えた。<sup>45</sup>残りの人々に食を饗せんとして、ニグローダ樹の葉を摘んだ時、その葉は直ちに黄金の器と化した。<sup>46</sup>それを見たかの王子は再生族の語を思い出して、『私は妃となるに相応

しい乙女を得た』と言って喜んだ。彼女は彼等凡ての人々に食を饗したが、食物は尽きることがなかった。そこは唯一人の配分のみを取ったように見えるだけだった。かくの如く福德を具えたかの優美なる王女は、それ以来スヴァンナパーリー(Suvaṇṇapālī)と名づけられた。かの王子(パンドウカーバヤ)はその王女を携えて車に乗り、多勢の戦士に取り巻かれて恐れることなく進んでいった。それを聞いて彼女の父は(怒り)『諸賢よ、彼はわが娘を取っていった』と武器をもった人々を遣わした。彼等は(追って)行って大声を出したが、彼等(パンドウカーバヤの一統)によって威嚇されて帰って来た。後に此処にカラハ<sup>31</sup>(Kāḥa 大声)城と名づけられる一村落が作られた。これを聞いて彼女の五兄弟は闘わんとして出て来たが、パンドウラの息子チャンダの為に、ことごとく屠られた。彼等の戦場はローヒタヴァーハカンダ(Lohitavāhakaṇḍa 赤車壞)と称された。<sup>53</sup>(更に)そこから彼パンドウカーバヤは大軍を率いて、ガンガーの対岸のドーラ(Dōra)山に赴いた。<sup>54</sup>(彼は)そこに四年間滞在した。(彼の)伯父達は(彼がその処にいる)ことを聞いて、アバヤ王の凡てを残して出て来て、彼と戦うためにウパティッサ(Uṇṇapattissa)村にやって来た。(彼等は)ドゥーマラッカ(Dhūmarakka)山の麓に軍の陣営を設け、戦士を城市に送って(彼等の)甥と戦を交えたが、かの甥は勝って彼等伯父達を

追跡した。<sup>57</sup>(彼は伯父達を) 河の此岸に追い込んで、軍勢を連れて戻った。彼は彼等(軍勢の) 陣中に二年間滞在した。<sup>58</sup>かの(伯父) 達はウパティッサ村に赴いて、(アバヤ) 王にこの事を報告したので、王は密かに書状を王子の(許) に送った。<sup>59</sup>(その書状には) 『汝は河の対岸を領有せよ。そこから此岸に来ることを禁ずる』と(記してあった)。それを聞いて、かの王の九人の兄弟達は怒った。<sup>60</sup>『汝はまさしくながい間、かの母(ウンマラーダッタ)の援護者であったが、しかし今や王事を(彼に) 与えた。我々は汝を殺すであろう』と告げた。<sup>61</sup>(そこで) 彼は彼等(兄弟) に王事を託したが、(彼等) 凡て一致してウパティッサと呼ばれる兄弟を王位に就けた。<sup>62(37)</sup>この無畏(abhaya)を与える人アバヤ王は、かのウパティッサ村において二十年間王事を司どった。(かの) 甥(パンドトゥカーバヤ) は、ドゥーマラッカ山に住んだ。<sup>63(38)</sup>きてその頃、<sup>64(40)</sup>ジュティンダラ(Jutindhara) 夜叉の妻でヴァルヴァームキン(Valvāmkhin)なる夜叉女がいた。ある日トゥンバリヤンガナ(Tumbariyāṅgaṇa) 湖畔に、牝馬の面をもち牝馬の姿をした夜叉女が遊び徘徊していた。<sup>65</sup>一人の男が、全身が純白で脚が赤く美しい(この牝馬)を見て、王子に知らせて『このような牝馬がいます』と告げた。<sup>66</sup>王子は手綱を持って、その(牝馬)を捕えるために近づいた。その(牝馬)は背後から(彼の) 来るのを見て、彼の威光に恐れ

て逃げ去った。<sup>67</sup>かの(王子)は姿を消さないで走り去る(牝馬)を追跡した。牝馬は走りながら、その湖水を七度廻った。(更に) その湖水を三度廻り、それからその夜叉女はトゥンバリヤンガナの湖水に落ちた。<sup>69</sup>(更に) カッチャ(Kaccāṭṭa)の渡し場からガンガーに入ったのを、彼はここで尻尾を捕えて(水に漂よう) かのターラの葉を取った。<sup>70</sup>その(葉)は彼の福業の威力によって、大きな劔と化した。そこで劔をかざして『私は汝を殺すだろう』と言った。<sup>71(41)</sup>かの夜叉女は怖れて、このように王子に言った。『王国を取ってあなた様に捧げましょう。主君よ、どうぞ私を殺さないで下さい』と。彼は(彼女の) 首を捉え、劔の先(の光り)により鼻を射貫き、綱で縛ったのでやがて彼女は従順になった。<sup>73</sup>彼(かの(牝馬))に騎って、かのドゥーマラッカ山に赴き、その処のドゥーマラッカ山に四年間滞在した。<sup>74</sup>更に軍勢を率いて進んで、アリッタ(Ariṭṭa)山に赴いて、戦いの時機を待ちつつ、そこに七年間滞在した。彼等伯父達は(王子のこ)とを(聞いて、戦いのことを思った。アバヤ(Abhaya)とギリカンダカ(Girikāṇḍaka)の二人の(王子の) 伯父をとどめておいて、<sup>76</sup>彼等残り八人の凡て(の伯父達)は、よく訓練された軍勢を率いて戦陣をととのえ、かのアリッタ山に近づき、<sup>77(44)</sup>ナガラ(Nagara)と呼ばれる村に陣営を設けて、彼等はその他にも軍勢を得て、一人の將軍を与えアリッタ山を

四方から完全に包囲させた。<sup>78(45)</sup>その時王子は夜叉女と語り、  
『仇敵が来て、私達はこのようにアリッタ山にいますが、一<sup>79</sup>  
体私は何をすべきでしょうか。私はその事を申し上げている  
のです』とかの夜叉女はこのように言って、大力ある王子に  
<sup>80</sup>『主人よ、若しお望みなら、ある方法をお教えいたしましよ  
う。(敵に対する)贈物として武器を添えて王の凡ての資具  
を山と積んで贈って、伯父達を欺いて「凡てこれらの品物を  
お受け取り下さい。貴方達を許すでありましょう」と言っ  
て、その時あなた様は山の頂に柱のように坐って、凡ての大<sup>82(46)</sup>  
臣達が陣営中に入るや、<sup>83</sup>(あなた様は)急拠軍勢を率いて城  
民と共に陣営に入り、あらゆる方法で陣営中で凡ての(者  
の)頭を切断しなさい。<sup>84</sup>(私は)夜叉の声を出して、彼等  
(敵の)者どもを追い散らすでしょう。このような行為を  
なすことにより、あなたは勝利を得ることでしょう』と(言  
った)。<sup>85</sup>(王子は)夜叉女の言葉を聞いて、『宜しい』と彼は  
承諾した。(直ちに)かの(王子)は『これらの品物にこれ  
らの武器を添えたのを取って、汝達は我々の先に(行つて)  
凡て手筈通りに(行え)』と(兵士達に)告げた。<sup>86</sup>『(陣内に)  
入れば捉えよう』と言つて、彼等の心が安心しきつていた  
時、彼は夜叉である牝馬に跨り、大軍を率いて(進んだ)。  
大軍勢を(陣営)に入れて、かの夜叉女は夜叉の鳴き声をあ  
げた。内外のかの軍勢に大なる叫喚が上がった。王子の軍勢<sup>88(47)</sup>

は多くの敵の人々を悉く殺し、彼等八人の伯父達をも(殺  
し)、彼等は首の山を築いた。<sup>89</sup>(敵)將は逃れて林叢に入った  
ので、それ故にこ(の叢み)は、「將軍の叢林」(Senapatigu-  
Bhaka)と呼ばれた。彼は首の山の最も上に伯父達の(首  
を)見て、『ひょうたんの山の如し』と言つたので、それ以  
来<sup>(47)</sup>『ラーブ村』(Labuganaka)と呼ばれるようになった。

<sup>91</sup>このようにして戦に勝つたパンドウカーバヤはそこから大  
伯父アヌラーダ<sup>(48)</sup>(Anurādha)の住む所に来た。かの大伯父  
は彼に王舎を与え、(自らは)他の住処を造り、彼はその家  
に住んだ。かくして彼は占星者や同じくまた家相学者に問わ  
しめて、その村に勝れた都城を設けしめた。アヌラーダ達の<sup>(49)</sup>  
住処であつたことと、アヌラーダ星によって建立されたこと  
の故にアヌラーダプラ<sup>(94)</sup>(Anurādhapura)となつた。彼は伯  
父達の傘蓋を持ってこさせて、この地の自然の湖水で洗わ  
せ、それをささせて湖の水によって、かのパンドウカーバヤ<sup>96</sup>  
は己れの灌頂を行い、またスヴァンナパーリー妃を第一妃の  
位に即かした。<sup>97</sup>チャンダ青年には規定に従つて王師の職を  
与え、他の家臣達にもまた適当な官職を与えた。母の、<sup>98</sup>かつ  
自らの利益の為にかの最年長の伯父アバヤ王は殺害すること  
なく、彼に夜間の王権を与え、都の守護が必要であつたの  
で、それ以来都には都の守護が置かれた。かの義父ギリカン<sup>100</sup>  
ダシヴァをも殺さないで、彼は伯父にギリカンダカ地方を与

えた。<sup>101</sup>そこに池を掘らしめて、多量の水を貯めてさせて、(彼が)勝利を得た時(そこから)灌頂のための水を取ったので、その(池)をジャヤヴァーピ(Jayavāpi 勝利の池)と呼んだ。<sup>102</sup>カーラヴェーラ夜叉を都の東方に住まわせ、<sup>50</sup>チャッタ夜叉をアバヤ池(Abhayavāpi)の下手に住まわしめた。<sup>103</sup>かの知恩の人(パンドウカーバヤ)は、前世の資助者で夜叉の胎に生まれた女奴隷を都城の南門に住まわせた。牝馬の面をもった夜叉女を、王舎の内に住まわせ、<sup>104</sup>彼等(夜叉達)には年毎に供物(Bali)を給せしめた。<sup>105</sup>祭の時が至れば、か(の王)はチャッタラージャと共に天と人の舞を、<sup>106</sup>同じ座に坐して、その四方を囲まれて踊らせつつ快戯をもって楽しんで、<sup>107</sup>四つの都城門の外の村とアバヤ池とを作らせた。大墓地と刑場と(断頭台と)、同じように西のラージニ(の宮殿)を作らせた。

<sup>108</sup>ヴェッサヴァナ(Vessavaṇa 毘沙門)(天)のためにはニグローダ樹を、<sup>109</sup>ビヤーデーヴァ(Byādhīdeva 獵天)にはターラカ(talaka)を(植えさせ)、<sup>110</sup>彼はその共同の地所と別々の家と、それらを西門に(近き)方面に設けさせた。<sup>52</sup>五百人のチャンダーラの人々の都市掃除人と二百人のチャンダーラの人々の不淨物の掃除人と、<sup>111</sup>百五十人のチャンダーラの死屍搬出の人々と、<sup>53</sup>またそれと同数の墓守りのチャンダーラの人々をも雇い入れた。<sup>112</sup>彼等の村を墓地の西北方に設け、

彼等は(王に)命ぜられた通り常にこれらの務めをはたした。<sup>113</sup>かのチャンダーラ村の西北方にニーチャスサーナカ(Nīcasūsānaka 賤民墓地)と呼ばれるチャンダーラの人々の(墓地を)作った。<sup>114</sup>この墓地の北方、<sup>115</sup>パーサーナ(Pāsāna)山の中に獵師達の住居もこの時に設けられた。その北方の地、<sup>116</sup>ガーマニ(王)(Gāmani)池に至るまで、種々の苦行者の草庵がつくられた。その墓地の東方に王は<sup>54</sup>ジョーティヤ(Jōiya) 尼乾陀のために家を建てた。その同じ地方にギリ(Giri)と呼ばれる尼乾陀(Nigandha)とまた数多の諸種の外道沙門達が住んでいた。<sup>117</sup>同じように王はクンバンダ(Kuṇḍaṇḍa) 尼乾陀のために天祠(devakula)を造り、それに彼の名(のクンバンダ)を冠した。<sup>118</sup>そこより西方の部における獵師達の長屋の東に五百人の邪見(外道)の家族達が住した。<sup>119</sup>ジョーティヤ(ニガンタ)の住居の彼方、<sup>120</sup>ガーマニ池の此方にかの(王)は遊行者の僧房とニガンタの僧房とを、また活命外道(Ajivika)達の家とバラモンの住宅と、<sup>121</sup>駕籠収容施設と療養所とをそこに建設した。<sup>55</sup>彼(の王)パンドウカーバヤ)は即位十年にして、<sup>122</sup>村々の境界を設けた。彼の夜叉カーラヴェーラとチャッタ夜叉と他の夜叉女の奴隷ヴァルヴァームキン夜叉女と、<sup>123</sup>このような目に見える身体の夜叉は眷属と共に、十分な配慮の許に王達を守護した。<sup>124</sup>パンドウカーバヤなるランカーの王は、<sup>125</sup>全ランカー島における安全と息災

の到達を獲得した。パンドウカーバヤ王とアバヤ王の中間には十七年の空白があった。かの賢明なる人パンドウカーバヤ王は三十七歳に達して、(大)地の王者の位に即き、楽しく欠けたるなき豊かなこアヌラーダプラの都において、七十年間王事を行った。

善人の信仰と感激と(を起す)ために作られた大史中の「パンドウカーバヤの灌頂」と名づけられる第十章。

## 第(56)十一章

彼<sup>1</sup>(パンドウカーバヤ)の没後、その息子ムタシーヴァ(Mutasiva)(の名)で知られたるは、スヴァンナパーリー(妃)の息子で、混乱なく王位を継承した。かの王はマハーメーガ(Mahamegha)林園と言う名に適わしい功德を具え、美事な果のなる樹、花の咲く樹を持った(林園)を構えていた。林園の土地を持った時、時ならぬ時に大雲が起り、雨を降らせたので、それ以来(この)林園を大雲林(Mahameghavana)と呼んだ。ムタシーヴァ王は、ランカー(島)の、美わしく清浄なるアヌラーダプラにおいて六十年間王事を行った。彼の王子は十人いて、相互に利益を祈り、二人の娘は柔順にして(王家に)適わしかった。デーヴァーナンプイヤテ<sup>6(58)</sup>イッサとして知られるのは(王の)第二子にして、彼等兄弟達凡てにて、善根と智慧に勝れていた。

かのデーヴァーナンプイヤテイッサは父が没して後、王となつたが、彼の即位と共に多くの端兆が現出した。全ランカー島における地中に埋蔵された財宝が置かれた場所から上つてきて地表に現れた。ランカー島の近(海)において難破した船に積まれた(宝石)とその(海中)に生じた宝珠とは陸地に上った。チャータ(Chata)山の麓に生じた三本の竹は、車の刺し棒と同じ大きさであった。それらの中の一本は蔓竹(Latayathi)で銀色に輝き、これに金色にして美しく快意のそれらの蔓草が見られ、また一本の花竹(Kusumayati)には、それに種々なる色をした種々の花々が見られ、一本の鳥竹(sakunayathi)には、さながら生きているように見える多くのいろいろな種類のいろいろな色をした鳥獣が見られた。また馬(珠)、象(珠)、車(珠)、アーマラカ(amalaka)(珠)、腕環、指環、カクダ(Kakuda)果(珠)、自然(珠)と、これら八種の真珠が大海から現れて、総飾りのように(浜辺に)積った。これら総てがデーヴァーナンプイヤテイッサの福德の顕現であった。青玉、瑠璃、紅玉と、これらの宝珠と、これらの真珠と、(三本の)竹とは、七日の間に王の許に持ち来たされた。これを見て、かの王は喜びこのように思惟した。『これらの高価な宝珠はわが友、ダンマソーカ(Dhammasoka 法阿育)こそが(受領するのに)相応しい。さればこれらを彼に贈ろう』と。デーヴァーナンプ

ヤティッサとダンマーソーカと、これら二人の王は未だ相見  
 することはなかったが、久しい以前からの友人であった。

<sup>20</sup>それ故彼の王は甥であるマハーアリッタ (Maharitta) 大  
 臣を上首として、智慧あるハリリパッタ (Halipabata)  
 と呼ぶ一人の再生族、大臣、主財官のこれら四人を、使節と  
 して軍勢を圍繞せしめて遣わした。か(の王)はこれらの高  
 価な諸宝珠と、三種<sup>22</sup>のマニ珠と(車の棒に)似た三本の竹と  
 右に旋ったシャコ貝と八種の真珠を携えさせて(遣わした)。

<sup>23</sup>(王は)星占いの吉祥に基づいて船に乗せて、彼等(使節)  
<sup>(61)</sup>はジャンブコーラ (Jambukola) にて船に乗り、七日にして  
<sup>24</sup>安隠に港に着き、それから再び七日にして彼等はパータリプ  
 ッタに行き、贈り物をダンマーソーカ王に贈った。彼はそれ  
 ら(の贈り物)を見て喜んだ。(アソーカ王は)『かくの如き  
 宝珠は私の許には無い』<sup>26</sup>と思つた。満足した王は、アリッタ  
 に軍師の地位を与え、(ハリリパッタ)バラモンには王師  
 の位を、そして彼の大臣には裁判長の位を、主財官には長者  
 の地位を授けた。巨額<sup>27</sup>の財物と住宅とを彼等に供与し、大臣  
 達と協議しつつ、答礼の贈り物を見て、<sup>28</sup>松子、冠、劔、傘、  
 履、頭飾、耳飾、耳璫、金瓶、赤旃檀、洗う必要のない一領  
 の衣服、高価な手巾、龍の将来せる眼薬、曙光色の粘土、<sup>30</sup>ア  
<sup>(63)</sup>ノータッタ池の水、ガンガーの水、右旋のシャコ貝、化粧  
 用粉末、童女、<sup>31</sup>黄金鉢等の器具、高価な駕籠、ハリータカ

果、アーマラカ果、高価な解毒薬、鸚鵡<sup>32</sup>の運んできた六千車  
 量の米、即位式に必要な特別随行と、(アソーカ)王は使  
 者に(これらの)贈物とこの正法の贈物とを与えて、使者を  
 友王の許に送った。<sup>34</sup>『余は仏陀と法と僧団とに帰命し釈迦子  
 の教えにおいてウパーサカ(優婆塞)であることを告げた。  
<sup>35</sup>最勝の人よ、卿もまたこれら勝妙の(三)帰に心を明浄なら  
 しめて信仰に帰命せられよ。』と(言い)『わが友に再び灌頂  
 を施すべし』と告げて、(アソーカ)友王はこれら諸大臣を  
 厚遇して(然る後に)送り出した。

<sup>37</sup>彼等諸大臣は、大いなる厚遇を受けて、五か月間滞在し、  
 ヴェーサーカ (Vesākha) 月の白分の第一日に使節は(パー  
 タリプッタを)出発し、<sup>38</sup>彼等はターマリッティー (Tāmalittī-  
 じより船に乗り、ジャンブコーラ (Jambukola) にて船を下  
 り、第十二日に(都に)達して王に謁した。彼等使者達は、  
 これらの贈物をランカー王に献じ、ランカーの主は彼等に大  
 いなる厚遇を与えた。<sup>40</sup>主君に忠実なる彼等大臣達は、ランカ  
 ーの王のためにマッガシラ (Maggasira) 月の新月の昇る日  
 に既に灌頂式を行っていたのであるが、<sup>41</sup>主君の利益を喜べる  
 (大臣達)は、ダンマーソーカ(王)の語を伝えて、ランカ  
 ー(島の人)の利益と安樂とを喜べる(王)のために再び灌  
 頂式を行った。<sup>42</sup>「諸天の愛」(devānampiya)の語を名に冠  
 し、人々に安樂を与える彼の人王(ティッサ)は、かくの如



くヴェーサーカ月の満月の日に、ランカー(島)に於て盛大な祭が行われる時に、自らを灌頂したのである。と。

善人の信仰と感激と(を起す)ために作られた大史中の「デーヴァーナンピヤティッサ(天愛帝須)の灌頂」と名づくる第十一章。

## 第(66)章

勝者<sup>1</sup>(Jina)の教えを輝かす人、かのモツガリプッタ(Moggaliputta)長老は、(第三)結集を成就せしめてから未来を観察しつつ、<sup>2</sup>辺境の地に教えの樹立すべきことを観察しつつ、カッティカ(Katika)月にかの諸長老を各地に派遣した。<sup>3(67)</sup>『その国に教(法)を樹立せしめよ』<sup>(68)</sup>と言ってカスミラ(Kasmira)、ガンダーラ(Gandhara)国にはマツジャンティカ(Majjhantika)長老を遣わし、<sup>(69)</sup>マヒサマンダラ(Mahisamandala)国にはマハーデーヴァ(Mahādeva)長老を派遣した。<sup>4(70)</sup>ヴァナヴァーサ(Vanavāsa)国にはラッキタ(Rakkhita)と名づける長老を遣わし、同じくヨーナ(Yona)人であるダンマラッキタ(Dhammarakkhita)と呼ばれる長老を<sup>(71)</sup>アパランタカ(Aparantaka)国に(派遣した)。マハーダンマラッキタ(Mahādharmarakkhita)と呼ばれる長老を<sup>(72)</sup>マハーラッタ(Mahārāṭha)国に、マハーラッキタ(Mahārakkhita)長老を<sup>(73)</sup>ばヨーナ(Yona)世界に遣わした。マツジ

マ(Majjhima)長老を雪山地方(Himavantapadesaka)に遣わし、ソーナ(Sona)とウッタラ(Uttara)の二長老を金地国(Suvanābhūmi)に派遣した。<sup>7(76)</sup>凡ての彼等長老達は行<sup>8</sup>きながら、自己の第五の辺境の地に具足戒を遂行した。大マヒンダ長老と(目犍連子帝須)自身の弟子であるイッティヤ(Ithiya)、ウッティヤ(Utiya)、サンバラ(Sambala)、バツダサーラ(Bhaddasāla)の(五人の)諸長老に(告げて)、<sup>9</sup>『汝等は美わしきランカー島に美わしき教(法)を樹立せよ』<sup>10</sup>と(言つて)五人の長老を遣わした。その時カスミラ・ガンダーラ国においては、大神通力を有する狂暴なるアーラヴァーラ(Aravāla)龍王は、靨(karaka)と名づけられた雨を熟した穀物に<sup>11</sup>雨降らせて、凡て(の農作物)を海に捨てた。<sup>12(77)</sup>マツジャンティカ長老は虚空により速かにかの地に赴き、<sup>13</sup>アーラヴァーラ池の水面に、直ちに行を(初めとして)住立し、坐し、そして臥すなどを行った。龍の弟子達は(それを)見て、怒り(龍)王に告げた。『王よ、一人の弊衣をまとった剃頭者がいて水面に坑をうがち行などを行っています』<sup>14</sup>と。彼等の語を聞いて大神通力を有せる龍王は住処から出てきて、このような種々の威嚇を行った。<sup>15</sup>大風は吹き、雲は雷を鳴らして雨を降らし、方々から雷音が響き、電光が閃き、<sup>16</sup>地に生うる(樹木は)倒れ、山の峯は(崩れ)落ち、<sup>17</sup>また醜き姿の諸龍は諸方面から(長老を)威嚇させた。(龍

王) 自らはいろいろに罵りながら煙を上げ、焰を発するのである。『<sup>(78)</sup>行きて(かの剃頭者を) 捕まえよ、(そして) 殺せ』と凡ての龍達を遣わした。

<sup>18</sup>長老は神通力によって、それら凡ての威嚇を排除して最上の力をかの龍王に示しつつ言った。『<sup>19</sup>人天世界ともにやって来て、私を威すとも、私に恐怖を示すべき力はないであろう。大龍<sup>20</sup>よ、もし汝が海とともに山とともに凡ての大地を上げて、私の上に擲げようとも、私に恐怖を知らしめることは不可能であろう。腹行者の主よ、(これは) 必ずや汝らの破壊となろう』。<sup>22</sup>それを聞いて、かの龍王は、(慢心を) 碎かれたが、か(の龍王)に長老は法を説いた。それにより龍王は(三)帰(五)戒を受けた。<sup>23</sup>このようにして八万四千の諸龍は、速やかに(三)帰(五)戒に住立した。<sup>24</sup>(また)雪山の多数のガンダッバ(gandhabha)、夜叉、クンバンダカ(Kumbhandaka)達は、速やかに(三)帰(五)戒に住立した。<sup>25(80)</sup>バンダカ(Bhandaka)と言う夜叉は、ハリター(Harita)夜叉女と(その)五百の兒と共に初果に達した。それより彼のマジジャンティカ長老は、凡ての龍達に次のように言った。『<sup>27(82)</sup>今後は、以前のように瞋恚を起してはならない。穀物を害してはならない。生命あるものは安樂を欲するものだから。有情に対し慈を施すべきである。(そして) 人々は安樂に住むべきである』とこのようにかの(長老)に教えられ

て、彼等はこれに従った。<sup>28</sup>それからかの腹行者は長老を宝座に坐せしめて、(彼を) 扇ぎつつ彼の傍に立った。<sup>29</sup>その時カスミラ・ガンダーラに住む人々が龍王の供養のためにやってきて、長老を大神通力を有するものと思ひ、長老をかくの如く礼拝して一方に坐した。長老は彼等に蛇喩経(と云う)法を説いた。<sup>31</sup>(それにより) 八万の(人々)が法を領解し、十万の人々が長老の許に出家した。それより後、カスミラ・ガンダーラの人々は三物に帰依し(国は) 袈裟衣を(纏えるもの)を以って光り輝いた。

<sup>33</sup>マハーデーヴァ長老はマヒサマンダラ地方に赴き、彼は人中に於て天使経(Devadūśa-s.)を説いた。<sup>34</sup>(そのために) 四万(の人々)は、法眼を淨め、四万(の人々)は(長老の)許に出家した。

<sup>35</sup>ラッキタ長老はヴァナヴァーシに赴き、空中に立って、人中に於いてサムユッタ(相応)と無始終経(Anamatagga)を説いた。<sup>36</sup>(ために) 六万(の人々)の法の領解があり、三万七千(の人々)は彼(の長老)の許に出家した。<sup>37</sup>かの地には五百の精舎を建立し、かの長老はそこに勝者の教えを樹立せしめた。

<sup>38</sup>ヨーナ人(である)ダンマラッキタ長老は、アパランタカ(国)に赴き人中に於いて火聚喩(Aggikhandha)を説いた。<sup>39</sup>法と法に非ざるものに通曉せる人は、そこに集合せる三

万七千の生命ある者達に正法の甘露を飲ませた。一千人の男子並にそれよりも多数の女性達は刹帝利の家を出でて出家した。

かの聖者マハーダンマラッタは、マハーラッタ(国)に赴き、そこにマハーナーラダカッサパ(Mahānāradakassapa)と言う本生物語を説いた。(それにより)八万四千(の人々)は道果(magga-phala)に達し、一万三千(の人々)が彼の許に出家した。

かの聖者マハーラッタはヨーナ世界に赴き、人中に於いてカールアカラーマ(Kālakarāma)経を説いた。(それにより)十七万の生類は道果に達し、十万(人)は出家した。

聖者マツジマは四人の長老と共に、雪山地方に赴き、転法輪(Dharmacakapavātana)経を説き、八億(の人々)が道果に達した。彼等五人の長老は、別々に五か国を帰依せしめた。これら(長老の)一々の許において、十万の人々が等正覚者の教えに対する信仰から出家した。

大神通力あるソーナ長老は、ウッタラ長老と共にスヴァンナブーミ(金地国)に赴いたが、その時期に(この国の)王家に男子出生の度に、恐ろしい羅刹女(rakhasī)が海中より出現して(男児を)喰って行くのであった。その時王家に王子が誕生したが、人々は長老達(が来るの)を見て、『羅刹女の朋友だ』と思って殺すために武器を携えて近寄った。

(長老達は人々が)武器を手に行っているのを見て『何故来たのか』と問うたところ、『王家に男子出生した時に多くの羅刹女達が(やって来て)喰うのだ。汝達はかの羅刹女達の朋友だろう』と言われた時に、かの長老達は、人々に(次のように)言った。『我々は持戒の沙門であり、生類を殺戮するなどの思いを持つことは慈悲の法と矛盾する。我々は羅刹女ではない』と。その時のかの羅刹女は友を連れて、『息子を喰おう』と海から急ぎ出てきた。これを見て大衆は大声に叫びたてた。『尊師よ、凡ての羅刹女達が(王子を)喰うためにやって来ました』と。長老は恐ろしき二倍の羅刹を化現して、かの羅刹女及びその部下を四方から取り囲んだ。彼の羅刹女と部下達は、諸方を見て『この(地)はこの者達により占領された』と思い怖れて逃げ去った。長老はこの地方に周囲から守護を立てさせて、その会中において梵綱(経)(Brahmaṅgala)を説いた。多くの人々は(三)帰(五)戒に入り、六万(の人々)は法を領解した。三千五百人の良家の男子が出家し、千五百人の良家の子女も出家した。爾来、彼の王家に生まれる王子に(代々の)王は、ソーヌッタラ(Sōnuttara)と命名するに至った。大いなる慈悲の勝者の斥けた已に得た不死の樂をも捨てて、彼等はそこかしこに世間のために利益を行った。誰が世間の利益において放逸であり得ようか。

善人の信仰と感激と(を起す)ために作られた大史中の「各地方の信仰」と名づくる第十二章。

## 第十三章

1 かの偉大なる賢者大マヒンダ長老は、この時法臘十二年であり、和尚と僧伽の命令を受けて、ランカー島を教化すべき時機を觀察しつつ思った。『ムタシーヴァ (Mutasiṅva) 王は老齡であるから、教えを策励することは出来ない。かの(ムタシーヴァの)王子ピヤティッサ (Piyatissa) は王になるであらうならば、彼は師の教えを援けることが可能であらう。か(の)時が到らなければ、私は(ランカー)島には赴かないだろう』と。その間、かのマヒンダは堅く心に決めて、親族一統と優れたダッキナーギリを見るために、和尚と僧伽とを礼拝して、(父)王に暇を乞い四人の長老並びにサンガミッター (Sāṅgāmitā) (尼)の実の息子にして、六神通あり、大威力を具えたスマナ (Sumana) 沙弥を伴って、親族達に愛護を与えるためにダッキナーギリに赴いた。それよりここに遊行するのに六か月を過した。程なくして(かのマヒンダは)母デーヴィー (Devī) の(住む)城市ヴェーディサギリ (Vedisagiri) に着いて母に会った。(母)デーヴィーは愛しの息子を見て、その随伴者と共に(彼を)もてなし、自ら造った美わしのヴェーディサギリ精舎に長老を招待した。

9 かつてかの阿育王子は、父(王)が己れに与えたアヴァンティ (Avanti) 国を領有しつつ、ウツジェーニー (Ujjeni) に赴き、ヴェーディサ城に到り、その美わしき城に住んだ。(そこで)デーヴィーと呼ばれる長者の美しい娘を得て、美わしきヴェーディサ城において特に優れて清浄なる家に同棲して、彼女は王子によって懐妊し、ウツジェーニーにおいて、かの愛らしいマヒンダ王子を生み、二年を経て、サンガミッター王女をも(生んだ)。王子が十四歳になった時に、彼(アソーカ)は王位に就いた。その時、彼女(デーヴィー)は、このヴェーディサ城に住んでいた。時機を知れる長老は、そこに坐してこのように思惟した。『彼デーヴァーナンプヤティッサ大王は、我が父と同じ即位をあげ大祝祭を行うために使節から聞いて、三事の徳をも知るために、ジエッタ月の布薩会の日(105)にミッサカ (Missaka) 山に登るだろう。その日に我々は美わしきランカー島に行くであろう』と。その刹那に天中天は長老の許にやって来て、帝釈はかの優れたマヒンダ長老にかく言った。『尊師よ、今やムタシーヴァ王は死去し、デーヴァーナンプヤティッサ王子が、王事を行って居るのです。それ故尊師よ、今こそ島に行くべき時期です。ランカー島の教化のために赴き下さい。等正覚者の予言し給うたところであります。我々もまたそこで支援となるであります』と言った。バンドウカ (Bhāṇḍuka) と

名づけるデーヴィーの姪の子は、長老がデーヴィーのために説法をしたのを聞いて、不還果に到って長老の許に住んだ。

美わしきヴェーディサの都に三十夜を過し『これは(ランカー島に)行く時期だ。最高の島に我々は行こう』と、かのマヒンダは思惟して、ジェッタ月の布薩会の日に長老は四人の長老、スマナ及び在家人たるバンドウカは親戚であると言う理由をもって伴い、次第に精舎より天空の平かなる所に昇り、天空に輝きつつ彼等四人の長老は、白鳥の王達のように刹那に、この雲の如き山に到った。そしてその美しきミツサカ山の頂上に立った。白鳥かナーガの王の如く山頂に(彼等は)立った。その時、その僧伽の長老はマヒンダと呼ばれる人であった。六神通と大威力あるイツティヤ、ウツティヤ、バッダサーラ、サンバラの諸長老とスマナ沙弥と、最上の真理を見たるバンドウカ青年と、かくの如くこれら大長老達はランカー島を明浄ならしめた。ランカー(島)の中に眠り給う牟尼によって、ランカー(島)に信仰(を起させる)徳があると予言せられ、このランカー(島)の利益の因であることにおいて、(大)師と等しい彼(マヒンダ長老)はランカーの諸天に恭敬せられて、ニコに坐した。善人の信仰と感激と(を起す)ために作られた大史中の「マヒンダの来島」と名づくる第十三章。

註

Extended(or Cambodian) Mahāvamsa (八)(福田)

- (1) 本書では、この章が一二五偈より構成されているが、Mhv. では一〇六偈である。Dpv. のこの個所に相当する記述は第十章末尾の一偈及び第十一章の第三偈までである。(Dpv. X-9: tassa sativāsam anvāya ajāyi Paṇḍukasaḥayo, attānaṃ anurakkhanto avasi Dovaṛikamandale. XI-1~3: Abhaya-ssa visativasse Pakundassa visati ahū, sattatinsavasso jātiyā abhisitto Pakuṇḍiko. Abhaya-ssa visativasse coro āsi Pakuṇḍako. sattarasamhi vassamhi hantvāna satta mātule abhisitto rājābhisekena nagare Anurādhapure.)
- (2) 第一偈は前半の部分が Mhv. の相当箇所に一致するが、二行目末尾の部分から記述が異なってくる。
- (3) 第二偈に相当する偈は Mhv. に無く、作者の創作。
- (4) Dvāraṃaṇḍala は Dpv. では Dovaṛikamaṇḍala となっている。Anurādhapura の東、チェーティヤ山 (ceiyapabhata) 付近の村であったと言ふ。(cf. Mhv. XXIII-23: ...Ceiyapabbatāsanne Dvāraṃaṇḍalagāmake...)
- (5) 第三偈は Mhv. の第二偈の一行を取り、語を補って構成されている。
- (6) ウパティッサ村 (Upatisagāma) はアヌラーダプラの北、七マイル位の所ガンビラ川 (Gambhiranadi) の岸边にある村であると言ふ。(Mhv. vii. 44; Mhv. Trs. 58, n. 4; Dpv. ix. 36; X. 5)
- (7) 第四偈は Mhv. の第二偈二行目及び第三偈一行目の各詩偈から構成されている。
- (8) 第五~第七偈までは Mhv. の第三及び第四偈と分解し、他

の語句を補充して構成している。

- (9) 第八偈は変形の三行詩で Mhv. 第五偈二行目を取り入れて構成される。
- (10) 第九偈は Mhv. 第六偈に相当する。
- (11) 第十偈は Mhv. 第七偈に相当するが、原詩を分解し、語句を補足して変形の三行詩に構成している。
- (12) 第十一偈に相当するものは Mhv. には無い。前後の文脈から創作したもの。
- (13) 第十二及び十三偈は Mhv. 第八偈を用いて、他の語句を補って構成したもの。
- (14) 第十四～十六偈は Mhv. 第九偈を基に構成したもので Mhv. の原文は第九偈一行目のみがある。(tato tath' eva nikkha-mma kumāro sesadārake)
- (15) 第十七偈は Mhv. 第十偈に当る。
- (16) 第十八偈は変形三行詩で、Mhv. 第十一偈の中に一行を加え構成する。(Yatāni ca vatthāni tattakāni chavāni ca)
- (17) 第十九偈は Mhv. 第十二偈に相当する。
- (18) 第二十偈は Mhv. 第十三偈中の一行を引き、他の一行を補って構成される。
- (19) 第二十一偈は Mhv. 十三偈の残り二行目の詩を借り、二行を補い変形の三行詩を構成する。
- (20) 第二十二偈～第二十九偈までの八偈は Mhv. 十四～二十一偈までに相当する。
- (21) 第二十七偈は三行詩で、Mhv. 第十九偈を基に再構成したものである。
- (22) Paṇḍulagāma 及び Anurādhapura の南
- (23) 第三十偈の一行目の詩は Mhv. になく、Mhv. 二十二偈の一行目の詩をもって二行目の詩としている。
- (24) 第三十一偈は三行詩で、Mhv. 二十二偈の二行目の詩及び二十三偈によって構成する。
- (25) 第三十三偈は Mhv. には無く創作による挿入
- (26) 第三十四偈～第四十偈までは Mhv. 二十五偈～三十一偈までの内容とほぼ一致するが、かなりの部分で表現が異なる。
- (27) Kalapabbata は Mhv. では Kasapabbata とある。
- (28) Palongara は Mhv. では Pananagara となっている。
- (29) 第四十一偈～四十九偈は Mhv. 三十二～四十偈に殆ど同じ。
- (30) 第五十～五十一偈は Mhv. 四十一及四十二偈の一行目の詩により語句を補足して構成する。第五十二偈は Mhv. 四十二偈の二行目の詩と四十三偈とにより三行詩として構成される。
- (31) パンドゥカーバヤの伯父のギリカンダシヴァが娘パーリーを取り戻すために追手を差し向けたが、パンドゥカーバヤの軍勢に撃ち破られた。相互に大声をあげて闘ったその場所に造られた村落であるから、大声 (kalaha) 城と言われた。(Mhv. Tikā: tasmīn tesarī añāmaññakalaharī katatthān-e kato gāmo kalahanagararī nāma āhu ti.)
- (32) 第五十三～六十二偈は、Mhv. 四十四～五十二偈と大体において一致するが、一部表現が異なる。
- (33) Gaṅgā は旧セイロンの第一の河川で Mahāvālukagaṅgā,

Mahāgaṅṅā, Mahāvālukanaḍi などと呼ばれる。アヌラーダ  
プラから眺めて右岸の方は Paragaṅṅā、左岸の方は Oragan-  
ga と呼ばれる。アヌラーダプラを含む北セイロンと、南東  
部のローハナ地方を分ける境界としてこの河川を挟んでしば  
しば敵対する両軍が対峙した。

- (34) ドーラ山 (Dolapabbatāka) はまた Dolagaṅṅapabbata と呼  
ばれる山でマハーヴァールカ河の南に位置する
- (35) 前出。ヴィジャヤ王によって創られた村落でアヌラーダプラ  
が中心的城市となる以前の城市で、マヒンダが渡来した際  
には、ウパティッサ村から五〇〇人の出家者が出たと伝える。  
(Mhv. XVII.60)
- (36) ドゥーマラッカ山 (Dhūmarkka) はマハーヴァールカ河の  
右岸のカッチャカッティタの近くにある山。
- (37) 第六十二偈は Mhv. 五十二偈に当るが、三行詩であり、三  
行目の Bhāṅneyyo ca vasati Dhūmarakkhamhi pabbate は  
Mhv. には無い。
- (38) 第六十三偈に相当する偈は Mhv. には無い。
- (39) パンドウカーバヤに捕えられたヴァリヴァームキン夜叉女チ  
エーティヤーは Jutindhara 夜叉の妻である。ジュティンダ  
ラ夜叉はウドウンバラ山に住む夜叉で、シリィサヴァットウ  
の闘いで殺された。Mhv. Tika P.289...tasmin pabbate ad-  
hivathassa Jutindharaṣṣa nāma yakkhassa bhariyattaṅ ca t-  
assa yakkhassa pana Sirisavāṭṭhunagare patihāvāṅ ca  
ti...)
- (40) 第六十四偈〜七十四偈は Mhv. 五十二〜六十三偈に相当す

る。六十四偈以下に展開するドゥーマラッカ山に棲む夜叉女  
の捕獲をめぐる一連の物語は、戦いを前にして超自然的呪的  
力を得ようとするパンドウカーバヤの一種の呪術・宗教的儀  
礼を象徴化したものだろうと思う。それにより夜叉女を思い  
のまま操る力を得、また夜叉女の力を借りて、彼は戦いを勝  
利に導くのである。

- (41) 第七十一偈の Yakkhini tu bhayaṭṭi sā iṅ āha kumārakam  
は Mhv. には無い。
- (42) 第七十五偈一行目 Matula te sunivāna yuddhathāya ca m-  
antayum は Mhv. には無い。
- (43) Abhaya, Girikaṅṅaḍaka の名は、相当箇所には出てこない。  
Mhv. Tika から引いたもの。
- (44) 第七十七偈は Mhv. 第六十五偈を分解し、他の語句を補足  
し三行詩に創り直したものの。
- (45) 第七十八〜八十偈は Mhv. 六十六偈を基に再構成したもの。
- (46) 第八十二〜八十五偈は Mhv. には相当する箇所がない。前  
後のコンテキストから創作したもの。
- (47) パンドウカーバヤが伯父達や敵軍の首が積み上げられたのを見  
てひょうたんの山のように言ったことから、このひょうた  
ん村という呼び名が出たというが、本来の名前はナガラ村  
(Nagarakagāma) 𑀕𑀲𑀭𑀸𑀓𑀺𑀢𑀺𑀢𑀺𑀢𑀺𑀢𑀺𑀢𑀺。 (Mhv. Tika P.292)
- (48) 祖父アヌラーダ (Anurādha) はパンドウカーバヤの母ウン  
マダーチッタの伯父
- (49) アヌラーダプラの城市名はヴィジャヤ王の大臣アヌラーダと  
バッダカッチャナーの兄アヌラーダ及びアヌラーダ星の名

- とによって名づけられた。(Mhv. Tikā P.293.)  
 尚九十四偈〜百二十五偈は Mhv. 七十六偈〜百八偈に相当する。
- (50) 以下諸種の夜叉が都城内外の各所に祭られ、年毎に *bañi* の供養が実施されたと伝えるが、これは仏教受容以前の旧セイロンの民族信仰の様態を窺い知る上での一資料でもある。
- (51) 第百八偈は三行詩であり、Mhv. 八十九偈の二行目と九十偈とから構成される。
- (52) 古代社会では身分差別を当然のこととして肯定し、その上で都市機能考えた。従って都市には賤民のチャンダーラが都市機能を維持していく上で必要不可欠な存在と考え、階級上の差別的なあり方については何等悪とは考えず、むしろその存在、特に数を誇る記述は、都市の形態や規模を誇る態度の一つの現われでもある。
- (53) 死屍搬出人 (*matanīharaka*) は *anto nagarato manussagorū-pāḍṇaṇī matasarānīharaka* (Mhv. Tikā P.295)
- (54) ニガンタのジヨーティヤ (*Jotiyassa niganthassa ti Jotiya nā-makassa nagaravadhakkissa nigāṇṭhabrahmanassa ti attho.* Mhv. Tikā P.296)
- (55) 第百二十一偈及百二十二偈は Mhv. の相当箇所には無い。
- (56) 第十一章はデーヴァーナンプヤティッサ王の事蹟についての物語で Mhv. E.Mhv. とも四十二偈で一致している。
- (57) *Mahamegha* (大雲林) はアヌラーダの南に位置する園林でデーヴァーナンプヤティッサにより後にマヒンダに寄進された。後マハーヴィハーラが建てられる。
- (58) デーヴァーナンプヤティッサ (247〜207B.C.) はアソーカ王の第十七年に即位したと南伝史書は伝える。(Dpv. XI.1; cf Mhv. P.P.162〜163)
- (59) アヌラーダプラの南東にある山。
- (60) 島史には四人の名が記載される。(Mahārītha, Sāla, Paranta-pabbata, Putta Tissa. cf Dpv. p60〜)
- (61) 旧セイロンの北、ナーガディーパ (*Nāgadīpa*) にある港
- (62) 洗う必要のない衣服 (*adhovimāṇī varthakotim*) は Tikā に *よる* *klīṭṭhe jāte aggimhi pakkhitamante parisuddha samathakam adhovimāṇī dussayugam* と説明される。(Mhv. Tikā P.304)
- (63) アソーカ王からの諸種の贈物のうちアノータッタ池の水、右旋のシャコ貝、クシャトリア乙女等は灌頂に際して重要な役割をはたす。註釈書によると、即位式の際、アノータッタやガンガーの水を右に旋ったシャコ貝に入れ、クシャトリアの処女が両手に捧げ持ち王の前に進んで頭上に注ぐ。それによって正式に王位に就いたこととなる。(Mhv. Tikā P.P.304〜307)
- (64) ターマリッティヤー (*Tāmalitī*) 港は、ループナーラーヤナの西方の岸に位置する。Tamluk がそれであると言ふ。(cf. Dictionary of Pāli proper names)
- (65) インド暦の第九月陽暦の十一月十六日〜十二月十五日にあたる。
- (66) アソーカ王の諸方の教化については、マハーヴァンサの外に Dpv. Ⅳ.1〜; Sp.I. P.63〜; Mhv. P.113ff; 善見律卷二(大



正二四・六八四頁)

- (67) 三行詩で、一行は Mhv. Tikā より補足したものである。
- (68) 今の Kashmir でガンダーラはアソカ王時代カスミールに連接してたと言ふ。Peshāwār の付近から、Takkasīā (徳文戸羅) 付近を含む言ふ。
- (69) Dpv. VIII.5 には Mahisa, Sp.1. P.63 には Mahisakamaṇḍal-a と記される。南インド Godovari 川と Kistna 川との間の地方であると言ふ。Andaka 又は Mysore 地方であるとも言われる。(Mhv. trs. P.84 註)
- (70) Dpv. には見えず Sp.1. P.63 Vanavāsi マハーバーラタに出づる Vanavāsaka, vanavāsīn であり南印度の地名。或は北インドの Kānara なる近世の Banavāsi の町にも比定される (Mhv. tr. P.84 註)
- (71) アパランタカは境界の地とされ、インド国外の西北で、Panjab の西部を指す言ふ。
- (72) Godavri の上流で、Bombay の東北一帯であると言ふ。
- (73) インド西北のギリシア人 (Yavana) Baktria 人の住む地方である言ふ。(Mhv. tr. P.85 註)
- (74) Nepal 地方であろう。
- (75) 旧ブルマの pegu, moulmein と言われるが、ガイカーはガンガの右岸に合流する Son 河沿岸地帯で Hiranyavāha である言ふ。(Mhv. trs. P.86 註)
- (76) 第七偈は Mhv. には無し。
- (77) 第十二偈と十四偈は Mhv. 十一と十二偈に相当するが、創作による記述が挿入されている。十三偈は三行詩。
- (78) Mhv. には “eṭha gaṇhatha, hanatha,” nāge sabbe apesayi の記述は無い。
- (79) Mhv. には patīṭhihaṃsu sarane silesu ca lahuṃ lahuṃ の部分は無く挿入されたもの。
- (80) Bhaṇḍaka は Mhv. には Paṇḍaka, Sp. には Pañcaka である。
- (81) 第二十六偈の tato majjhantiko therō nāge sabbe avoca so の記述は Mhv. には無い。
- (82) 第二十七偈は Mhv. 二十二偈の二行目と二十三偈の詩により構成される。
- (83) Āsivisūpama は S.35.197. 雑・四三・九 (大正二・三三三頁) 増一・三三・六 (大正二・六六九頁)
- (84) vathutayaparāyana は三宝帰依のこと
- (85) 天使経 (Devadūta) M.130 中・六四天使経 (大正一・八二六頁) A. II.35 増・三二・四 (大正二・六七四頁)
- (86) Anamatagga S. II. P.178~ 善見律卷二無始経 (大正・二四七八五頁)
- (87) Aggikkhandha. A. IV. P.P.128~ 増・三三・一〇 (大正二・六八九頁) 中・五経 (大正一・四二五頁)。善見律卷二火聚喻経 (大正二四・六八五頁)
- (88) Jātaka.544 (Fausböhl)
- (89) A. II. P.P.24~ cattukka-nipāta の二四経 (kāḷaka) である言ふ。(Mhv. trs. P.85 註)
- (90) Dhammacakkapavattana. s. S.56.11~, Mv.1.6, 雑・一五・一七経 (大正二・一〇三頁)、四分律三二 (大正二・七八八頁) 五分律一五 (大正二・一〇四頁)、転法輪経

- (91) (大正二・五〇三頁)、三転法輪經(大正二・五〇四頁) 第四八偈以下のスヴァンナナブーミでの教化の次第については、*Sāsanavamsa* P.37~に、相当する内容の記述がある。
- (92) 第五十偈三行詩
- (93) 第五十一偈・第五十二偈は *Mhv.* に欠く
- (94) 第五十四偈の *Paṇavadhādi saññāna kalyāṇadhammā asama* の記述は *Mhv.* には無い。
- (95) 第五十五偈の “*Ayyā pi rakkhasā sabbā āgarā khādītum*” *iti.* の記述は *Mhv.* には無い。
- (96) *Brahmajāla-s.* D.1. 長・二一梵動經(大正一・八八頁)、梵綱六十二見經(大正一・二六四頁)、*Dpv.* の相当箇所には經名の記載はない。
- (97) 第十三章は「マヒンダの来島」についての物語であるが、本書は全二十九偈で、*Mhv.* は二十一偈であるから八偈が本書に加えられている。
- (98) 第三偈の記述は *Mhv.* には無い。
- (99) *Dakkināgiri* は *Ujjeni* のある精舍であると言いが、その根拠は示していない。( *Mhv.* trs. P.88 註 )
- (100) *Dpv.* III.12. Sp.1. P.64 に *Itthiya, Urtiya, Bhaddasāla, Sambhala* の名を挙げていない。
- (101) 近世の *Bhopal* の東北二十六哩 *Gwalior* 州の *Bhilsa* である *अभिलाष*。( *Mhv.* trs. P.88 註 )
- (102) 第八偈は三行詩。
- (103) 第十一偈一行目 *gahī sobhanti abhirūpaṇi Vedisanagare vare* は *Mhv.* には無い。
- (104) 第十三偈の一行目 *putte cuddasavasse so abhisekanti apāpuṇ-* *ī* の記述は *Mhv.* には無い。
- (105) *Missakanagara* は *Anurādhapura* の東八哩 *अभिहिताले* であろうと言っている。( *Mhv.* trs. P.98 註 )
- (106) 第十七偈の一行目 *tasmim khane ca devindo āgamma therasantikam* の記述は *Mhv.* には無い。
- (107) 第十八偈及第十九偈の一行目は *Mhv.* には無い。本書作者の創作。